

不二製油グループ人権方針

■ 人権に対する基本的な方針

不二製油グループは、不二製油グループ憲法の下、ステークホルダーの皆様と双方向のコミュニケーションを図りながら、事業活動を通じて社会に貢献し、社会と共に持続的に発展していくことを目指しています。当社グループ憲法にて表明する「人のために働く」の精神に則り、事業活動が影響を及ぼし得る人々の人権を尊重する責任があることを認識し、この責任を果たすように努めます。

当社グループは、「国際人権章典」（世界人権宣言と国際人権規約）、国際労働機関の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」を支持し、尊重しています。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく取り組みの実行を通じて、人権尊重の責任を果たします。

■ 人権尊重責任の実行

- ・ 人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施します。人権デューディリジェンスの実施を通じ、当社グループの事業活動が及ぼし得る人権への負の影響を特定し、防止または低減策を講じ、その進捗と結果について継続的に情報を開示します。
- ・ 当社グループの事業活動が人権への負の影響を引き起こしたことが明らかとなった場合、あるいは取引関係等を通じた関与が明らかとなった場合には、国際基準に基づいた手続きを通じて、救済に取り組みます。
- ・ 事業活動を行うそれぞれの国・地域における法および規制を遵守します。国際的に認められた人権と各国の国内法に矛盾がある場合には、国際的な人権原則を最大限に尊重するための方法を追求します。
- ・ 不二製油グループ人権方針（以下：本方針）を実行する過程において、ステークホルダーや外部専門識者との対話と協議を組み込みます。
- ・ 不二製油グループは、本方針の実行に責任を持つ責任者を明確にし、実施状況を監督します。
- ・ 本方針がグループ全体の事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、適切な研修・教育を行います。

■ 適用範囲

本方針は、当社グループのすべての従業員と役員に適用します。また、当社グループのビジネスパートナーおよびサプライヤーに対しても、本方針を支持し、人権の尊重に努めて頂くよう働きかけていきます。

2021年4月1日

代表取締役社長

酒井 幹夫